

全国の指定棚田地域における活動計画書認定状況と協議会の設置パターン *Status of Approval of Activity Plans and Establishment Pattern of Councils in Designated Rice Terrace Areas in Japan*

○富田 樹* 内川 義行**
TOMITA Tatsuki UCHIKAWA Yoshiyuki

1. 背景と目的

棚田を核とした地域振興によりその保全を図ることを目的として、令和元年8月に棚田地域振興法が施行され、全国各地で「指定棚田地域振興活動計画書（以後、計画書）」が策定・認定された。計画書は各地域の特性に適合したものである必要があるが、その策定においては中山間地域等直接支払交付金の加算措置に重点が置かれ、内容について十分かつ適切に検討されていない懸念が指摘されている¹⁾。法施行後約5年半が経過した同法は、自治体単位での事例報告はあるものの、全国的にその実態を把握した研究はみられない。よって本研究では、(1)全国の指定棚田地域^{*1}の基礎的な概況、(2)ア.計画書の策定・認定状況及び、イ.その策定主体である棚田地域振興活動協議会（以後、協議会）の設置状況を整理・分析し、その特性を明らかにするとともに、(3)計画策定における課題について考察を行う。

2. 方法

(1)基礎的な概況は、2025年2月18日時点までに指定・公示された各道府県の指定棚田地域数及び棚田団地数を文献調査により整理した。(2)ア.計画書の状況は認定済みの棚田団地数等について、(2)イ.協議会の状況は設置パターン等について、同じく文献調査から整理・分析を行った。(1)(2)はいずれも内閣府のHP²⁾を参考とした。

3. 結果

(1)全国では、茨城県・埼玉県・東京都・神奈川県・鳥取県・沖縄県を除く41道府県において、733指定棚田地域3,048団地が指定されていた。棚田団地数については、新潟県が496と最も多く、12県が100団地以上を有していた。(図1)

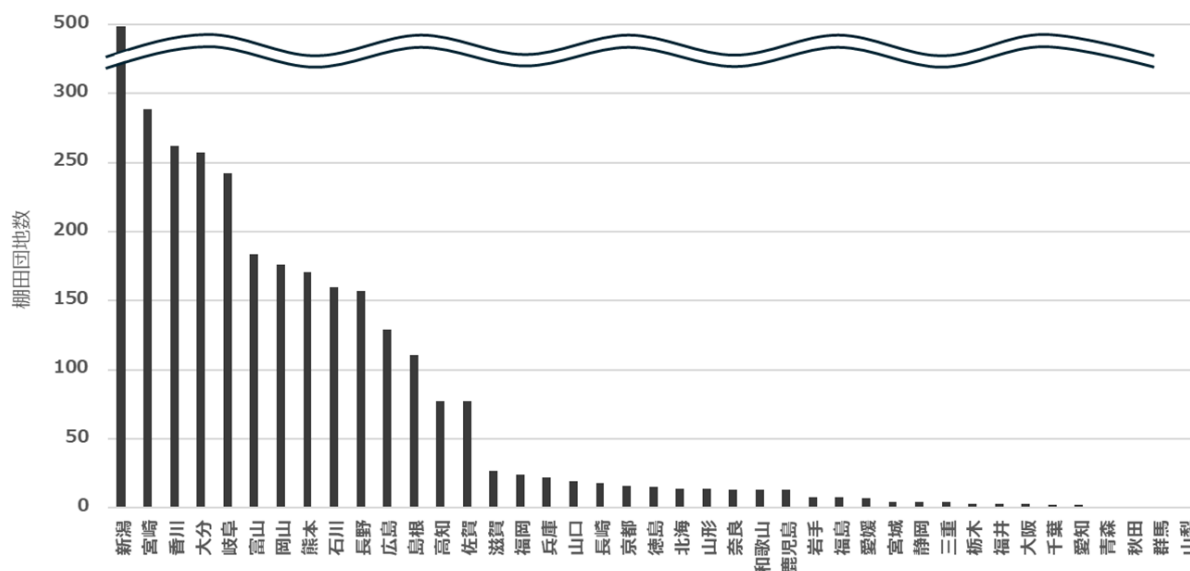


図1. 各都道府県の棚田団地数 (n=3,048)

Number of rice terrace complexes by prefecture

(2)ア.計画書は、3,048団地中1,711団地(56%)で認定されていた一方で、1,337団地(44%)

*信州大学大学院総合理工学研究科 Graduate School of Science and Technology, Shinshu University

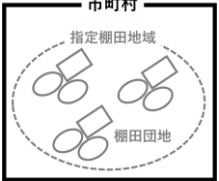
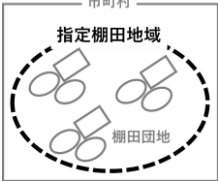
**信州大学学術研究院（農学系）Academic Assembly, Shinshu University キーワード：中山間地域

は認定されていなかった（図 2）。このうち、指定月日が不明な 3 団地を除く 1,334 団地では、指定・公示から経過年数 3 年未満のものが 25 団地（2%）であったのに対し、3 年以上のものが 1,309 団地（98%）と大多数を占めていた。

（2）イ．計画書が認定された 1,711 団地では 190 協議会が設立され、複数の団地を含むものも存在し、各自治体によりその状況は異なっていた。市町村内に団地が 1 つの場合、全て 1 市町村 1 協議会の形であった（表 1）。複数団地の場合、協議会の設置パターンは主に「a. 市町村単位」「b. 指定棚田地域単位」「c. 棚田団地単位」の 3 つに分類された。a, b に該当する協議会は 90 であったが、これらの計画書の多くは、個々の団地をひとまとめに扱った構成であった。一方で、山口県長門市では市町村単位で協議会を設置しているものの、計画書は団地ごとに策定していた。また、新潟県上越市や島根県奥出雲町では、協議会内の活動単位ごとに組織体制を整備していた。

表 1. 協議会の設置パターン

Establishment pattern of councils

市町村が 含む団地数	1団地	複数団地		
協議会の 設置パターン (太字が設置単位)		a.市町村単位	b.指定棚田地域単位	c.棚田団地単位
				
協議会数(n=190)	53協議会	63協議会	27協議会	47協議会
		137協議会		
	190協議会			

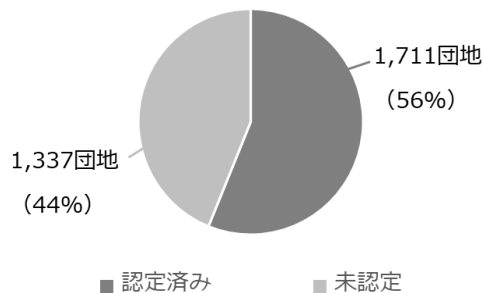


図 2. 各棚田団地の計画書認定状況 (n=3,048)

Status of approval of activity plans

for each rice terrace complex

4. 考察と今後の研究課題

全国では数多くの棚田団地が指定されており、棚田地域振興法による総合的な保全活動を検討・実施できる土台が構築されていた。一方で、計画書が未認定の地域も多く、そのほとんどが指定・公示から 3 年以上経過しており、計画書を策定しない要因についてはさらなる実態把握・分析が求められる。計画書を策定している地域のうち、複数の団地を有する市町村では協議会の設置に 3 つのパターンが確認された。特に市町村や指定棚田地域単位で設置されている場合、各団地の特性に即した計画書策定が求められるが、一部地域を除く多くの協議会では、個々の団地をひとまとめに扱う構成であり、それぞれに適合した計画とはなっていない状況が懸念される。一方で、各団地で計画書を策定している協議会などもあることから、そのような事例のさらなる実態把握・分析も求められる。

【引用文献】

- 1) 富田樹（2024）：長野県における指定棚田地域振興活動計画書の概況と課題、2024 年度農業農村工学会大会講演会
- 2) 内閣府新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、内閣府地方創生事務局：棚田地域振興（2025）、<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/index.html>（参照 2024 年 2 月 18 日）

※1 棚田団地を含む旧旧市町村の範囲